

第3次つがる市男女共同参画プラン策定支援業務に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名 第3次つがる市男女共同参画プラン策定支援業務（以下「業務」という。）
- (2) 業務内容 第3次つがる市男女共同参画プラン策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月24日（水）
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式とする。
- (5) 見積上限額 5,654,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

2 参加資格

参加資格は次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) つがる市の物品・役務の提供等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている法人格を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) つがる市建設工事等暴力団排除措置要綱による入札参加資格除外措置を受けていないこと。
- (5) つがる市において、現に入札参加除外措置又は指名停止を受けていないこと。
- (6) 市町村税、県税、国税を滞納していないこと。

3 プロポーザルの手続等

企画提案を行おうとする者は、企画提案書等の提出に先立ち、参加の意思を表明するための以下の書類を提出することとする。

(1) 参加表明書の提出

- ①提出期限 令和8年6月22日（月）午後5時まで
- ②提出書類 プロポーザル参加表明書※（様式1を使用）
- ③提出部数 1部
- ④提出方法 FAX又は郵送（提出期限必着）

※ FAXで提出する場合は、着信していることを電話で担当者に確認してください。

(2) 企画提案書等の提出

①提出期限 令和8年7月3日(金)午後5時まで

②提出書類 プロポーザル参加者は、企画提案書等を下記のとおり提出するものとする。

提出書類	記載する項目等(指定様式)
1 企画提案書等提出書	(様式2)
2 会社概要書	(様式3)
3 誓約書	(様式4)
4 類似業務実績調書	(様式5)
5 取組方針・実施体制調書	(様式6)
6 企画提案書	(様式任意) ①策定支援業務のコンセプト ②業務全体の進め方と特色 ③作業工程表 ※業務期間が令和9年3月24日を超える場合は、審査から除外する。 ④各種基礎データの収集・整理の具体的な実施手法及び分析手法の提案 ⑤策定支援業務で独自に重要と考える提案(自由提案)
7 見積書	(様式7) ※積算内訳を添付すること ※5,654,000円(税込み)を超えている場合は、審査から除外する。
<p>※企画提案書(様式任意)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ A4サイズ縦(必要に応じてA3サイズでの折り込みも可)・横書き・左綴じで作成し、表紙・目次を入れて10ページ以内(片面プリント)としてください。 ○ 企画提案書は、仕様書に基づく業務内容を踏まえた上で、専門的知識を有しない者でもわかりやすい表現となるように作成してください。 	

③提出部数 正本1部、副本10部

④提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)

※持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。

⑤その他 企画提案書の作成及び提出に係る全ての費用は提案者の負担とする。

(3) 選定方法

- ①審査体制 プロポーザルに係る審査は、第3次つがる市男女共同参画プラン策定支援業務委託契約候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が実施する。
- ②審査方法 企画提案書の提案内容についてプレゼンテーション（ヒアリング審査）を実施し、第3次つがる市男女共同参画プラン策定支援業務契約候補者選定により、総合的な評価で選定委員会が審査する。
- ③委託候補者の選定方法 上記②により審査した結果をもとに、選定委員会委員の多数決によって決定する。

(4) 第3次つがる市男女共同参画プラン策定支援業務委託契約候補者選定基準

- ①審査は選定委員会の各委員が、評価基準に基づいて、各提案についてそれぞれ審査を行う。
- ②審査方法は、各委員が評価し、その合計点が高い順に順位を付け、第1位とした委員を最も多く獲得した事業者を契約候補者、2番目に多く獲得した者を次点者として選定する。ただし、同数の場合は、各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高い者を契約候補者、他方を次点者とする。総合計点も同じ場合には、委員長の判断で契約候補者を決定する。
- ③本プロポーザルへの参加事業者が1者の場合は、提案書等の審査により選考するとともに、業務を適切に実施できると評価した場合に、当該参加者を契約候補者として選定する。

(5) プレゼンテーション（ヒアリング審査）

- ①実施日等 企画提案書等の提出があった者に、日時、場所等の詳細について別途通知する。
- ②時間 1応募者につき、企画提案書等の説明15分以内、選定委員会委員による質疑応答10分程度とする。
パソコン、プロジェクター及びスクリーン等を利用する場合は、提案者側で準備すること（市担当者に事前に連絡すること）。
- ③出席者 3名以内とし、本業務に携わる主任担当者は必ず出席させること。

(6) 選定結果

選定結果は、すべてのプロポーザル参加者へ通知するものとする。なお、選定結果についての異議申立ては受付けないものとする。

4 質問受付及び回答

プロポーザル実施要領及び仕様書に関して質問がある場合は、「質問書」を提出するものとする。※（様式8を使用）

- (1) 提出期限 令和8年6月19日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法 FAXまたはE-mail
- (3) 回答方法 提出された質問はプロポーザル参加者全員に FAX 又は E-mail
にて回答するものとする。

5 主な日程

質問受付期限	令和8年6月19日(金)
参加表明書提出期限	令和8年6月22日(月)
質問回答	令和8年6月23日(火)
企画提案書受付期限	令和8年7月3日(金)
プレゼンテーション(ヒアリング審査)	令和8年7月中旬
選定結果通知	令和8年7月中旬
業務委託契約	令和8年7月下旬

6 辞退

参加表明書提出後、プロポーザル参加者の都合により参加を辞退する場合には、辞退届を、持参又は郵送により提出するものとする。(※様式9を使用)

7 失格条項

次に掲げるいずれかの事項に該当した場合は失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 提出書類に重大な不備等があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行なった場合
- (5) プレゼンテーションに欠席した場合
- (6) その他、選定委員会において不適当と認められた場合

8 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 提出書類の提出後の修正、追加及び再提出等は認めないものとする。
- (4) 提出されたすべての書類は返却しないものとする。
- (5) 提出書類については、本プロポーザルの選定以外の目的では使用しない。
- (6) つがる市は、本プロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。

9 書類等の提出先及び連絡先

〒038-3192 青森県つがる市木造若緑 61-1

つがる市役所 総務部 地域創生課 企画振興係 花田、棟方

TEL : 0173-42-2111 Fax : 0173-42-3069

E-mail : sousei@city.tsugaru.lg.jp